

○ 宗像市卓球協会規約

昭和47年4月1日
規約第1号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 役員
- 第4章 事務局
- 第5章 専門部会
- 第6章 会議
- 第7章 会計
- 第8章 雑則
- 附則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、宗像市卓球協会（以下、「本協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本協会の事務局を宗像市内で会長の指定する場所に置く。

(組織)

第3条 本協会は、市内の登録されたクラブ及び主旨に賛同する者をもって組織する。

(目的)

第4条 本協会は、地域卓球の健全な発展及び普及をはかり、卓球を通して市民の体力の向上と融和をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と、相互の連絡融和をはかること。
- (2) 卓球の普及振興のための講習並びに指導を行うこと。
- (3) 卓球大会の開催を行うこと。
- (4) 宗像市体育協会の諸施策に対し協力すること。
- (5) この会の目的達成に必要な事業の実施を行うこと。

2 前項各号に定める事項の運営に関することは、別に規則で定める。

第2章 会 員

(入会資格)

第6条 本協会の入会資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 宗像市内に居住する者。
- (2) 宗像市内に通勤及び通学する者。
- (3) 本協会の主旨に賛同する者で理事会で入会を認められた者。

(会員登録)

第7条 本協会に会員登録する場合は、登録名簿を事務局まで提出しなければならない。

2 前項に規定する手続きは、別に規程で定める。

(退会)

第8条 本協会を年度の途中で退会する場合は、別に定める様式（以下、「退会届」という。）により会長に提出しなければならない。

2 前項の退会届を受理した場合は、速やかに理事会に報告しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の各号に定める事由により会員の資格を失う。

(1) 第8条第1項により、退会届を受理した者。

(2) 第6条の規程による会員登録料を納入しない者。

(3) 本協会の会員として不適切であると認められ、理事会において脱退の議決がなされたもの。

第3章 役員

(役員)

第10条 本協会に次の役員をおく。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以内

(3) 理事長 1人

(4) 理事 若干人

(5) 監事 2人以内

2 本協会に顧問を若干人置くことができる。

(選出)

第11条 本協会の役員は、次の各号に掲げる方法で選出する。

(1) 会長及び副会長は、理事会で推挙する。

(2) 理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。

(3) 理事は、登録されたクラブチームより推挙された者、及び卓球発展に寄与される人で理事会により推薦された人。

(4) 監事は、理事会で推挙し会長が委嘱する。

(5) 顧問は、理事会で推挙し会長が委嘱する。

(任務)

第12条 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。

3 理事長は、理事を代表し、すべての事業を統轄し、会務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、会計の監査をする。

6 顧問は、事業の重要事項に関し、協議に参画し諮問に答える。

(任期)

第13条 この会の役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 任期途中で補充した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後あらたに後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第4章 事務局

(設置)

第14条 本協会に、日常業務を遂行するため事務局を置く。

2 事務局の組織運営については、別に規則で定める。

(事務局長)

第15条 事務局長は、会長が委嘱する。

2 事務局長は、庶務会計を兼務し会長の指示により、日常の経理及び事務を行う。

第5章 専門部会

(設置)

第16条 本協会に専門業務を遂行するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営は、別に規則で定める。

(任務)

第17条 各専門部会の任務は、別に規則で定める。

第6章 会議

(会議)

第18条 本協会に次の会議を置く。

- (1) 通常理事会
- (2) 臨時理事会
- (3) その他必要な会議

(理事会)

第19条 理事会は、本協会の最高の議決機関であり、運営その他のことを審議する。

(構成)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事によって構成する。

(召集)

第21条 理事会は、会長の命により理事長が召集する。

(通常理事会)

第22条 通常理事会は、毎年1回これを開き、次の事項を協議決定する。

- (1) 事業計画の決定に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 役員改選及び決定に関する事。
- (4) その他必要な事項。

(臨時理事会)

第23条 臨時理事会は、会長が必要と認めるときこれを開き、次の事項を協議決定する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 規則の制定及び改廃に関する事。
- (3) 規程の制定及び改廃の報告に関する事。
- (4) 第8条の資格喪失に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(議決)

第24条 本協会の会議は理事の過半数の出席を要し、出席者の過半数の賛同を持って決定する。

第7章 会計

(経費)

第25条 本協会の活動に必要な経費は、次に掲げるものを以って充てる。

- (1) 会員登録料
- (2) 市助成金
- (3) 大会参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計)

第26条 会計処理に関することは、別に規則で定める。

(会計年度)

第27条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(報告)

第28条 本協会の予算及び決算は、理事会に提出し承認を得ることを必要とする。

第8章 雑 則

(簿冊)

第29条 本協会に次の簿冊を備える。

- (1) 規約、規則、規程
- (2) 議事録
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 事業記録簿
- (6) 会計簿
- (7) その他必要な簿冊

2 前項の簿冊の保存年限及び取扱いについては、別に規程で定める。

(規約改正)

第30条 本協会規約の改正は、理事会で審議し理事の定数の3分の2以上の出席で、過半数の賛成を得て行なわなければならない。

(規則)

第31条 本協会が定める規則の制定及び改廃は、会長が決定し理事会において理事の過半数の賛成の議決を必要とする。

(規程)

第32条 本協会が定める規程の制定及び改廃については、事務局長が会長の助言を得て決定し、遅滞なく理事会に報告をしなければならない。

(解散)

第33条 本協会は、理事会の審議を経て、理事の定数の4分の3以上の出席で、3分の2以上の賛成を得て解散する。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日より施行する。

この規約は、昭和58年4月1日より施行する。

この規約は、平成6年4月1日より施行する。

この規約は、平成9年4月1日より施行する。

この規約は、平成18年4月1日より施行する。

この規約は、平成22年5月16日一部改正、平成22年6月1日から施行する。